

◎特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表  
 ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章 [略]</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）</p> <p>第五章 指定特定電気通信役務提供者による送信防止措置等に関する事項の公表（第二十条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続及び指定特定電気通信役務提供者による侵害情報の送信を防止する措置等に関する事項の公表に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章 [略]</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）</p> <p>[新設]</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> |

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 〔略〕

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項及び第五章において同じ。）を提供する者をいう。

四〇九 〔略〕

（損害賠償責任の制限）

第三条 〔略〕

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 〔略〕

二 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 〔略〕

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項において同じ。）を提供する者をいう。

四〇九 〔略〕

（損害賠償責任の制限）

第三条 〔略〕

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 〔略〕

二 特定電気通信による情報の流通によつて自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利

が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号及び第五章において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第五章 指定特定電気通信役務提供者による送信防止措置等に関する事項の公表

（指定特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条 総務大臣は、電気通信事業法第六十四条第二項第五号に規定する電気通信設備を用いて提供する特定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合における当該侵害を受けた者に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める特定電気通信役務を提供する者を指定特定電気通信役務提供者として指定するものとする。

が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

〔新設〕

〔新設〕

2| 前項の規定による指定は、告示によって行う。

(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)

第二十一条 指定特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定に係る特定電気通信役務（次項及び次条において「指定特定電気通信役務」という。）について、送信防止措置の実施に関する基準を作成し、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

2| 指定特定電気通信役務提供者は、指定特定電気通信役務について、次に掲げる事項をインターネットを利用する方法により公表しなければならない。

一 送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法その他の送信防止措置の申出を円滑に行うために必要な情報

二 第五条第一項の規定による開示の請求を行う場合の請求先、請求方法その他の当該開示の請求を円滑に行うために必要な情報

(送信防止措置の実施状況等の公表)

第二十二条 指定特定電気通信役務提供者は、毎年少なくとも一回、指定特定電気通信役務について、次に掲げる事項をインターネットを利用する方法により公表しなければならない。

[新設]

[新設]

- 一 指定特定電気通信役務の概要に関する事項
- 二 送信防止措置の実施に関する基準に関する事項
- 三 送信防止措置の申出を円滑に行うために必要な情報の公表その他の送信防止措置の申出の手續の円滑化に関する事項
- 四 送信防止措置の実施状況に関する事項
- 五 第五条第一項の規定による開示の請求を円滑に行うために必要な情報の公表その他の当該開示の請求の手續の円滑化に関する事項
- 六 発信者情報の開示の実施状況に関する事項
- 七 前各号(第一号を除く。)に掲げる事項について自ら行った評価に関する事項

(指針の策定)

第二十三条 総務大臣は、前条の規定による公表に関する指針を定めるものとする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(審議会等への諮問)

第二十四条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する

[新設]

[新設]

機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第二十条第一項の総務省令の制定又は改廃

二 第二十条第一項の規定による指定特定電気通信役務提供者の指定

三 前条第一項の指針の策定又は変更

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（抄）【附則第二項関係】

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第十八章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正等</p> <p>第一節 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正</p> <p>第九十九条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条―第二十四条」を「第二十一条―第二十五条」に改める。</p> <p>〔略〕</p> <p>第二十四条第一号及び第二号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げ、第四章中第十九条を第二十条とする。</p> <p>〔略〕</p> | <p>第十八章 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正等</p> <p>第一節 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正</p> <p>第九十九条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十九条」を「第二十条」に改める。</p> <p>〔略〕</p> <p>第十九条を第二十条とする。</p> <p>〔略〕</p> |

